

国社整審第 98 号
令和 8 年 3 月 6 日

国土交通大臣
金子 恭之 殿

社会資本整備審議会
会 長 安永 竜夫

住生活基本計画（全国計画）の変更の案について（答申）

令和 7 年 8 月 28 日付け国住戦官第 58 号により、当審議会に意見を求められた住生活基本計画（全国計画）の変更の案については、社会資本整備審議会運営規則第 8 条第 2 項の規定により、住宅宅地分科会の議決をもって当審議会の議決とすることが適当と認めます。